

令和8年度 こども・どこでも 居場所づくり助成金

居場所づくりを
はじめたい

こども食堂の活動に加えて
なにかやってみたい

多世代が交流する
イベントを開催したい



申請期間

令和8年4月20日(月)
～6月5日(金)

この助成事業は、仙台こども財団を応援して下さる
みなさまからいただいた寄附等により支えられています

公益財団法人仙台こども財団

1 目的

こども・若者とともにつくる多様な居場所を増やすことを目的として、新たに多世代交流を促進する活動を実施する団体等に対し、活動費を助成します。

本助成金における定義

- こども・若者
おおむね 30 歳未満の者をいいます。
- 居場所
こども・若者が自分らしくいられ、安心して過ごすことができる「場所」「時間」「人との関係性」等を指します。これには、物理的な空間としての「場」だけでなく、遊びや体験活動等の多様な形態を含みます。
- 多世代交流
こども・若者と、それ以外の世代(高齢者等)との間で、複数の方々が相互に関わり合い、交流を行うことを指します。

2 助成対象団体

助成の対象となる団体は、次の要件を全て満たしている団体とします。

- (1) 仙台市内に本拠を置き活動する又は活動を予定している団体であること
- (2) 規則、会則等においてその団体及び運営に関する事項が定められていること
- (3) 団体の代表者が明確であること
- (4) 活動に係る収支について明確に把握し報告できること
- (5) 政治、宗教、営利活動を目的とする団体でないこと
- (6) 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと
- (7) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと
- (8) 本助成金の交付を受けた回数が、同一の団体において通算2回に達していないこと
- (9) 過去に本助成の交付を受けた団体にあっては、前年度に助成を受けた活動について、本助成の「継続活動」に該当する活動を申請するものであること

● 助成対象団体に該当する団体(例)

町内会、自治会、ボランティアグループ、老人クラブ、市民活動団体、PTA、こども会 など

※法人格の有無は問いません。

● 助成対象団体に該当しない団体(例)

社会福祉法人等の施設・事業所、企業等営利活動を目的とした団体、政治団体、宗教団体、暴力団と関係のある団体、規約等必要書類を整備・公表できない団体、指定管理施設 など

3 助成対象活動

仙台市内におけるこどもの居場所づくりに寄与する次のいずれかに該当する活動で、助成対象期間中に実施されるものとします。

(1)新規活動

従来は多世代交流の活動を実施していなかったが、新たに多世代交流の促進のための活動を始める場合

(2)拡充活動

従来から多世代交流の促進のための活動に取り組んでおり、その活動を拡充して新たな活動を行う場合

(3)継続活動

前年度に新規活動又は拡充活動として本助成金の交付を受けた活動を継続して実施する場合

令和7年度助成実績

(1)新規活動

①活動名:「みんなの居場所片平寺子屋」

地域の集会所を利用して、こどもたちと地域の方々が気軽に立ち寄ることができる交流スペースを開設。

(2)拡充活動

①活動名:「ございんカフェ」

こども食堂の既存の活動に加えて、多くの地域の方が交流できる居場所としてカフェを開催。

②活動名:「みんな集まれ!秋を楽しみ、心をつなぐ会!」

既存のこども・保護者支援の活動に加えて、高齢者・学生・地域の人々が一堂に会し、秋を感じられる作品づくりや芋煮会を通して交流できるイベントを開催。

※(1)の活動の場合は、団体の事業計画等で予定されていない、新規に取り組む多世代交流の活動が対象となります。

※(2)の活動の場合は、団体の事業計画等で予定されている既存の多世代交流の活動をさらに拡充して行う新規の活動が対象となります。

※(3)の活動の場合は、前年度に本助成を受けた活動を継続して実施するものが対象となり、新規活動又は拡充活動から通算して2回まで交付を受けることができます。

※ただし、次の活動は対象外とします。

- 交付決定前に実施又は終了している活動
- 政治、宗教、営利又は観光を目的としている活動
- 団体内の会員同士の親睦を図ることのみを目的としている活動

※具体的な対象可否については、申請・相談・問合せ先にご相談ください。

4 助成対象期間

助成金交付決定日(令和8年6月下旬頃)～令和9年2月14日(日)まで

5 助成金上限額・対象経費

【助成金上限額】5万円

【募集团体数】20 団体程度

【対象経費】

消耗品費、会議費、賃借料、印刷製本費、保険料、研修費、通信運搬費、諸謝金、旅費
交通費、支払手数料、備品購入費、雑費

※次の経費は対象外とします。

- 活動を伴わず、備品購入や設備整備のみを目的とする経費
- 団体の運営に要する経費(団体職員の人件費や事務所の維持管理費等)
- 他の支援制度等を受けている、又は申請している経費(ただし、用途が重複しない場合は可)

※申請及び実績報告に要する経費は、申請団体の負担とします。

※交付決定前に支出した費用は、対象経費となりませんのでご注意ください。

※交付決定後、実績報告いただく際の領収書は、本助成金の交付を受けた団体名の宛名のあるものとしてください。

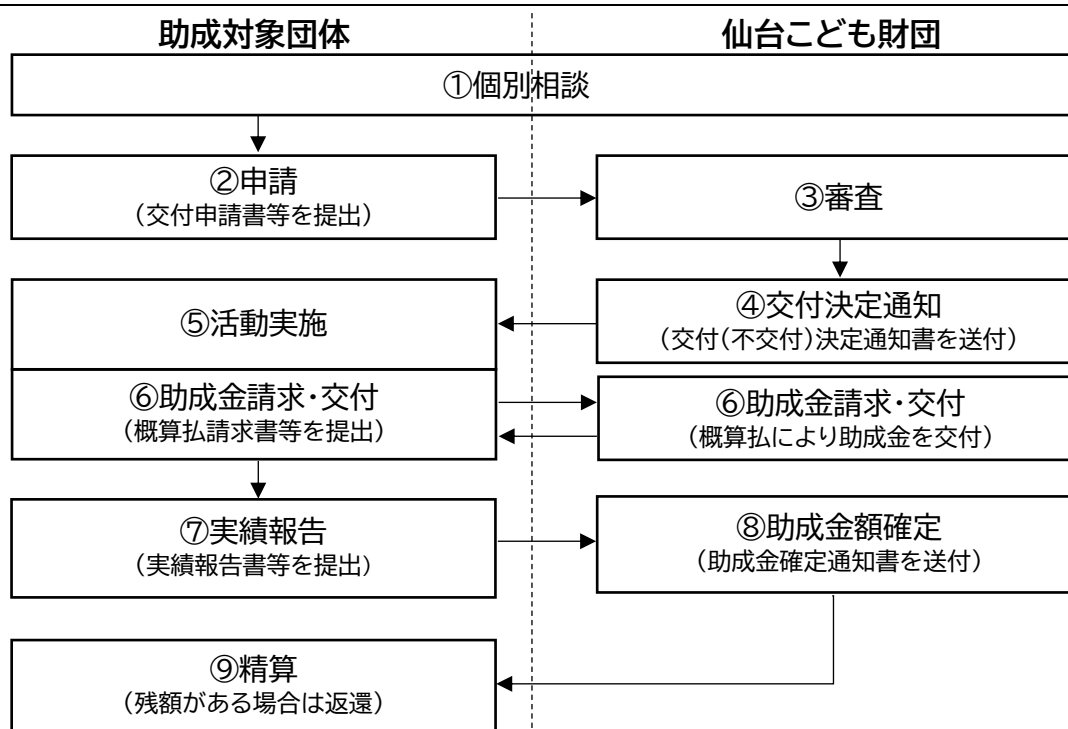
※助成対象活動に対して、参加費や寄附金等の収入がある場合は、これらの収入を優先して活動費に充当してください。その上で、交付決定された本助成金を全額使用しなかった場合には、未使用分を返還していただきます。

6 審査基準

審査では、主に下記の観点から評価を行います。

- こども・若者の居場所づくりに寄与する活動か
- 多世代交流を促す工夫や活動の設計がなされているか
- こども・若者が活動に主体的に参画できる仕組みや機会があるか
- こども・若者が安心して過ごせる関係性や雰囲気づくりが工夫されているか
- 活動の継続性や発展性が期待できるか
- 他の団体・地域等への波及効果、相乗効果が期待できるか
- 助成金の用途が明確で、適正な費用配分となっているか 等

7 全体の流れ



①個別相談

受付期間: 令和8年4月20日(月)~6月5日(金) 平日9時~17時

相談方法: 財団事務所へ来所/オンライン(Zoom)/電話/メール

申込方法: 財団事務所へ来所又はオンライン(Zoom)の場合は、希望日の3営業日前までに電話でご予約ください。

※相談の際は、申請に必要な書類をお持ちください。

②申請

財団事務所まで申請書類をご提出ください。(提出方法: 持参・郵送・メール)

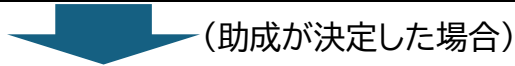
③審査

財団が設置する審査会による書類審査を行います。審査結果は書類により通知します。

※審査基準については、「6 審査基準」をご覧ください。

④交付決定通知

財団から「こども・どこでも居場所づくり助成金交付(不交付)決定通知書(様式4・様式5)」を申請団体に送付します。



⑤活動実施

申請内容に即して、活動を実施してください。
交付決定後に活動の実施が困難になった場合や助成金の使途の変更が必要となった場合には、必ず財団にご相談ください。



⑥助成金請求・交付

助成が決定した団体は、「こども・どこでも居場所づくり助成金概算払請求書(様式6)」を財団に提出してください。
財団は、確認の上で指定の口座へ助成金を振り込みます(請求書の提出から助成金の振込までは2週間程度かかります)。



⑦実績報告

活動終了後2週間以内に、「こども・どこでも居場所づくり助成対象活動実績報告書(様式10)」、「助成対象活動報告書(様式11)」、「助成対象活動収支決算書(様式12)」等必要書類をご提出ください。



⑧助成金額確定

実績報告を踏まえ、財団から「こども・どこでも居場所づくり助成金確定通知書(様式13)」を送付します。



⑨精算

活動費の合計が交付決定された助成金額を下回った場合は、残額を返還していただきます。

8 申請書類・申請期間

【申請書類】

関係書類の様式につきましては、財団ホームページからダウンロード可能です。また、財団事務所や各市民センター等でも配布しております。

- (1) 子ども・どこでも居場所づくり助成金交付申請書(様式1)
- (2) 助成対象活動実施計画書(様式2)
- (3) 助成対象活動収支予算書(様式3)
- (4) 団体等の規約、会則等
- (5) 役員名簿

※提出書類は、選定結果に関わらず返却しません。

※提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合があります。

【申請期間】

令和8年4月20日(月)～6月5日(金)

9 注意事項・その他

本助成金の申請にあたり、以下の内容についてあらかじめご承知おきください。

- 助成金の交付が決定した後においても、助成金の趣旨に照らして実施が不適當であると認める場合は、交付決定を取り消す場合があります。
- 助成金の振込先は、団体の代表者名義の口座とし、個人名義の口座には振込できません。
- 活動の内容や団体名は、財団ホームページ等の各種広報媒体で公表します。
- 実績報告時に、活動の様子がわかる写真を添付していただきます。いただいた写真は財団のホームページや広報活動等で活用させていただく場合があります。
- 活動にあたっては、財団の取材やアンケート調査にご協力いただきます。

10 申請・相談・問合せ先 <平日 9:00～17:00>

下記の連絡先までご連絡ください。

〒980-0803 仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル4階 公益財団法人仙台子ども財団 企画課 企画係 TEL:022-302-5275 FAX:022-302-5276 MAIL:info@sendai-kodomo.jp

助成の詳細は二次元コードから
ホームページをご確認ください



〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-6-1仙台パークビル4階
公益財団法人仙台こども財団 企画課 企画係
TEL:022-302-5275 FAX:022-302-5276
MAIL:info@sendai-kodomo.jp